

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤田 亮

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QFH1IE00010		6RQX1A40027 0001					
品名 または 件名							
久居（8）電気主任技術者部外委託業務 ほかに2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
12.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
久居駐業				久居駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
管理科 忠岡事務官 内線368				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊久居駐屯地 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年3月27日（金）10時00分 9号隊舎1階中央西 会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

ア. 第2項「競争参加資格」に付して、令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）が東海・北陸または近畿地域の競争参加資格を有する者に限る。

イ. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

ウ. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ. 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

オ. 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

カ. 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

キ. 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

ク. 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

ケ. 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省との契約を行おうとする者でないこと。

コ. 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 契約条項等を示す場所

入札資料は、入札日前日の16時30分までの間、土曜日曜祝日を除く0830～1200、1300～1630の日時において、第337会計隊契約班窓口にて配布する。尚、メールによる送付を希望する者は前記時間内に電話もしくはFAXにより送付先メールアドレスを通知されたい。

(3) 入札方法

- ア. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- イ. 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- ウ. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア. 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- イ. 入札に関する条項に違反した入札
- ウ. 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ. 押印を省略した場合、担当者氏名および連絡先（代表者が担当者を兼務する場合、その氏名および連絡先）が未記入若しくは委任状の内容と相違する入札

(5) 契約書の作成

契約書を作成する。但し、双方の同意により、消費税を含めた金額が100万円未満については省略し、100万円以上250万円未満については請書を交わす（産業廃棄物収集運搬処理及び2月以上に係る単価契約を除く。）

契約書又は請書の仔細については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6) その他

- ア. 入札及び契約心得等関係事項を承知の上参加をして下さい。
- イ. 適用する契約条項は駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- ウ. 郵便入札については、入札日前日の17時00分必着分までを有効とし、封筒の表面に公告の件名・入札日時を記載すること。なお、事前に郵便入札の申し出を会計隊契約班まで行うとともに、便着の確認は発送者の責とする。  
また、本入札と同日若しくは直近の日に行われる別の入札に係る入札書を同じ郵便により送付する場合、入札毎に封筒を分けて入札書を封緘し、大封筒等にまとめて送付することに限り可とする。この際、同一公告内に示すグループ別総額の入札書はまとめてよい。  
郵便入札による場合、入札書、入札内訳書、委任状その他別に示す資料以外の書類を同封し送付することはお控えください。（前述の大封筒内に分けて封入する場合はこの限りではない。）
- エ. 入札金額が同額による場合は当該入札に係りの無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は郵便入札を含む入札参加者に対し、別途連絡する。
- オ. 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- カ. 入札に参加する者は、入札日前日までに令和7・8・9年度競争参加資格審査結果通知書の写しを手渡、郵送、FAX又はメールにより提出すること。（別に提出した当該通知書の写しが有効期間中であれば再提出不要）
- キ. 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- ク. 同等品で入札を行おうとする場合は、入札日より2営業日前の13時30分までに「同等品承認申請書（様式随意）」を契約班窓口へ提出してください。  
（該当品廃止に伴う後継品又は品番の変更による場合はご連絡をお願いします。）  
尚、同等品申請の結果について、速やかに通知する。
- ケ. 市場価格調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- コ. 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- サ. 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒514-1118 三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊 契約班 担当：池上  
TEL. 059-255-3133（内線347） FAX. 059-255-3290（直通）
- シ. 仕様書に関する問合せ先  
〒514-1118 三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地 業務隊 営繕班 担当：忠岡  
TEL. 059-255-3133（内線368）

掲示先：陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊  
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊  
陸上自衛隊航空学校 総務部会計課

HP 掲示先：中部方面会計隊 入札公告 <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>










表紙含む全8枚

# 久居（8）電気主任技術者部外委託業務

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

名 称	久居（8）電気主任技術者部外委託業務				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	施設管理
					
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊				図面番号	1 / 8

## 仕 様 書

- 1 名 称：久居（8）電気主任技術者部外委託業務
- 2 場 所：三重県津市久居新町975（陸上自衛隊久居駐屯地）
- 3 期 間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 概 要：下記の対象施設の点検業務を実施する。

対象施設名	電気工作物概要	
久居駐屯地	受電電圧：6600V	負荷設備内訳
	契約電力：900kW	・CB型キュービクル7基
	負荷設備容量：2640kVA（変圧器36台）	・PF-S型キュービクル1基
	非常用発電設備：500kVA（発電設備1台） 60kVA（発電設備1台）	・地上開放型受電設備1基 ・柱上変圧器18台

### 5 一般事項

- (1) 本役務の実施に関しては、本仕様書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」等による。
- (2) 本仕様書内容に疑義が生じた場合は監督官と協議し指示を受けること。
- (3) 本役務中に既設構造物、人、物品等に被害を及ぼした場合は請負者の責任で補償し処置すること。
- (4) 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべきものについては、委託業者が指導助言する。
- (5) 作業時間は原則として平日の8時15分から17時00分までとし、作業日時は監督官へ事前に通知することとし、また、土・日・祝日及び停電を伴う作業については作業実施日の60日前までに監督官へ通知することとする。
- (6) 役務写真は材料、各工程毎、点検項目毎を撮影、整理し速やかに提出する。
- (7) 作業中における安全確保を全てに優先させ労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じ、災害発生防止に努める。
- (8) 本役務に関し知りえた事項については、外部に漏らさないこと。
- (9) 本仕様書に定めのない点については、電気事業法、同法施行規則、平成15年経済産業省告示第249号、及び「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修（最新版））」等によるほか、官側と十分協議の上行うこと。
- (10) 不具合箇所があった場合は、速やかに調査を行い、その改善方法及び参考見積額を記した提案書を作成し、官側に提出すること。  
また、受注者は官側が指定した工事業者に対して、必要に応じて不具合箇所について

説明責任を負うこと。

- (11) 本業務の再委託の取り扱いについては、以下のとおりであるので留意すること。
  - ア 契約に係る事務または事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することはできないこと。
  - イ 委託業務における総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならないこと。
  - ウ 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を官側に申請し、承認を受ける必要があること。
  - エ 再委託を行う場合は、最終的な責任は受託者が負うこと。

### 6 委託業務内容

受注者が実施する保安管理業務は、電気事業法施行規則第53条の規定に基づき、官側及び受注者の相互の義務、責任及び協力の下、次の各号及び各項によるものとする。

- (1) 点検項目は別表「点検、測定及び試験の基準」を基準として実施すること。
- (2) 点検頻度は毎月1回、うち年次点検（土、日または祝日の2日間）1回を基準とする。また、年次点検を実施する月は、これをもって月次点検に代えるものとする。
- (3) 電気事故または故障の発生もしくは発生する恐れがある場合において、官側もしくは電力会社等から通知を受けたときは、受注者は現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、電気事故または故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。
- (4) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、受注者は官側に対し電気事故報告の作成及び手続の指示または助言を行うこと。
- (5) 電気事業法第10条第3項に規定する立ち入り検査の立会を行うこと。
- (6) 電気事業法第43条第1項に基づき主任技術者を選任し、所管官公署に対する届出資料を作成すること。
- (7) 別表に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する電気工作物についてはその都度異常状態の点検・絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
  - ア 高圧設備が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
  - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
  - ウ その他の電気設備に異常が発生した場合は、その電気工作物
  - エ 事故発生の恐れがある高圧受配電設備

### 7 自主的保安管理

- (1) 受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物の保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安管理業務については官側の責において自主的に行うものとする。  
この場合において、官側の申し出がある場合または点検及び試験の際に受注者が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安管理について、受注者は指導または助言を行うものとする。

- ア 情報管理のため立入が制限される場所
- イ 機密管理のため立入が制限される場所
- ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

#### 8 受注者の要件・資格

- (1) 別表に掲げる各施設における電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）は、電気事業法施行規則第52条の2で定める外部委託先の要件を満たしている者とする。
- (2) 受注者（法人にあたっては保安業務担当者）が電気主任技術者の交付を受けていること。
- (3) 受注者（法人にあたっては保安業務担当者）が平成15年経済産業省告示第249号第1条に定める実務経験年数を有していること。
- (4) 受注者の保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施することとする。
- (5) 受注者の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (6) 受注者の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (7) 受注者は、保安業務担当者の指名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、官側への連絡方法とともに、書面をもって官側に提出することとする。

#### 9 経費の負担区分

保安管理業務の実施に必要な工具、機械器具、消耗品及び軽微な交換部品費は受注者の負担とする。なお、大規模な交換等をようするものについては、官側に書面にて報告すること。

#### 10 官側及び受注者の協議及び協力

官側及び受注者は、次に掲げる場合は協議するものとする。この場合、官側及び受注者の意見を尊重し、受注者は官側に速やかに必要な措置をとるものとする。

- (1) 電気事故、その他災害が発生した場合または発生するおそれがある場合
- (2) 官側が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行う場合
- (4) 官側が電気工作物の平常時における運転操作ならびに異常時における措置等について定める場合
- (5) 所管官公庁等が法令に基づいて行う立入検査を受ける場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

#### 11 書類の確認

- (1) 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要場ある場合には、官側が保有する保安管理業務に関する書類、図面及び点検記録等の確認を行うことができることとする。

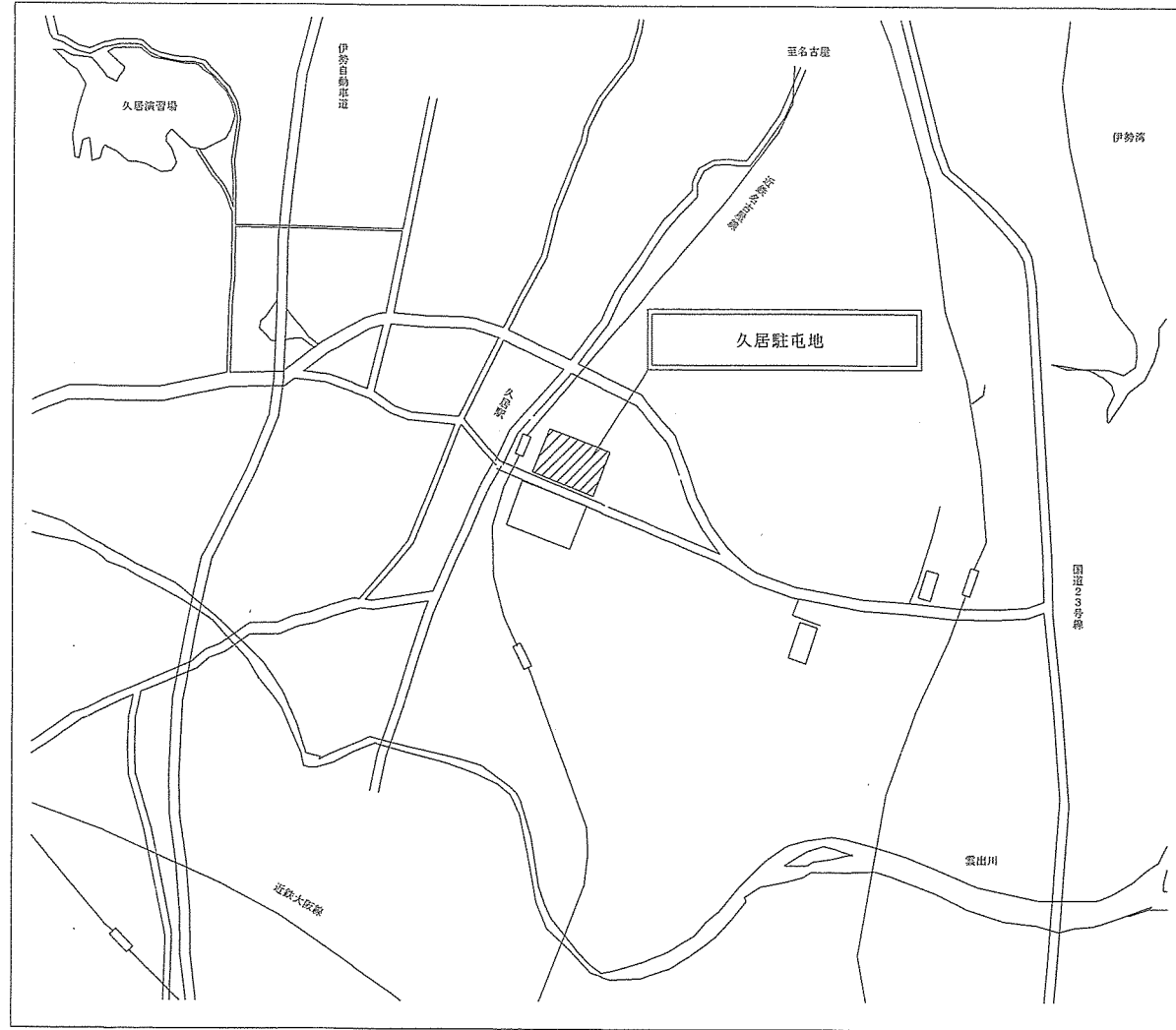
点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	臨時点検
引込設備	引き込み線 区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
受電設備 (二次変電設備) ・受変電設備	遮断機 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		内部点検		○※1	
	温度チェック	○	○		
	母線、計器用変成器、断 路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデン サ、リアクトル、その他	外観点検	○		必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		温度チェック	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		温度チェック	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受 ・配電設備の金属 外箱等)	外観点検	○	○	必要の都度
蓄電池設備	外観点検	○	○	必要の都度	
	比重測定		○		
	液温測定		○		
	電圧測定		○		
受変電設備・ (低圧) 負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※2	○※2	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		温度チェック	○	○	
		漏洩電流測定	○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	臨時点検
非常用予備 発電装置	内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	必要の都度
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
	接地抵抗測定		○		
遮断機・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ			必要の都度

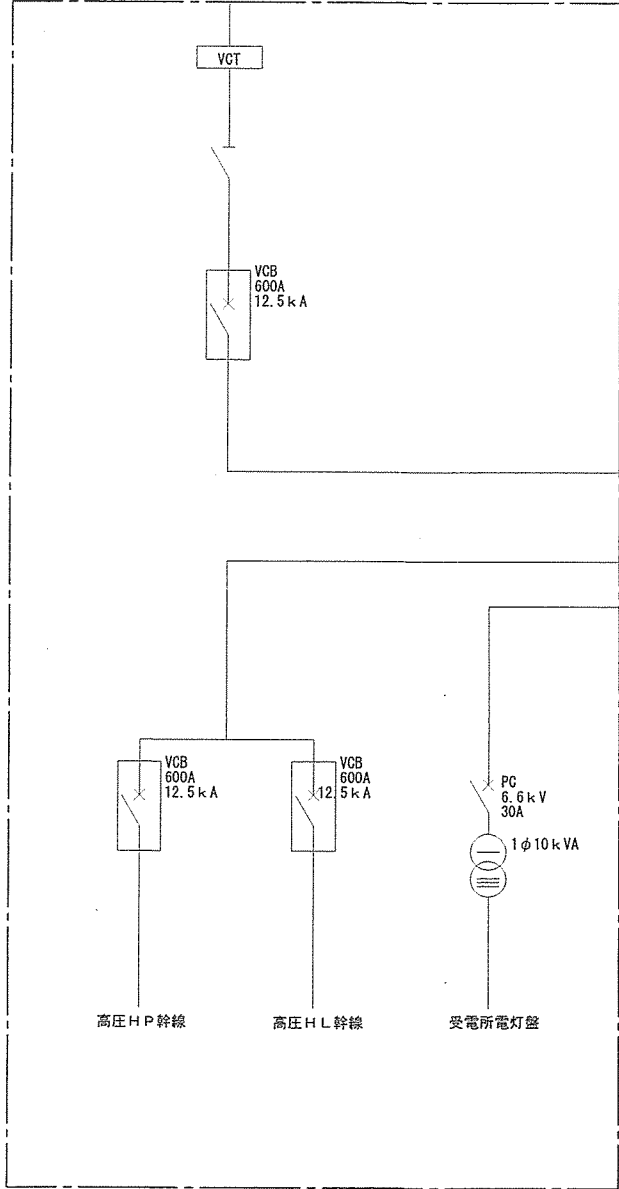
※1 製造後(新油に取替の場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。  
 ※2 高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

駐屯地案内図

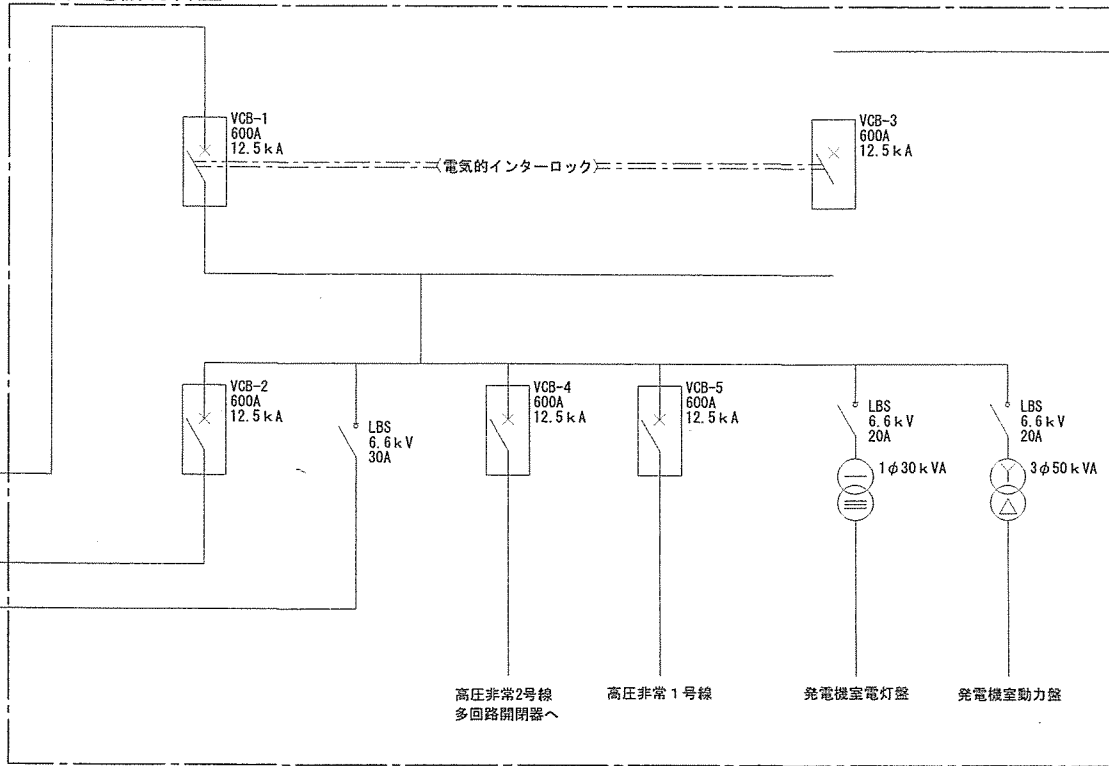


受電所・発電機切替盤 単線結線図

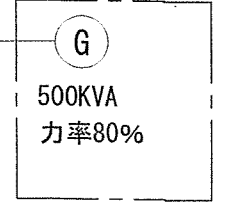
受電盤

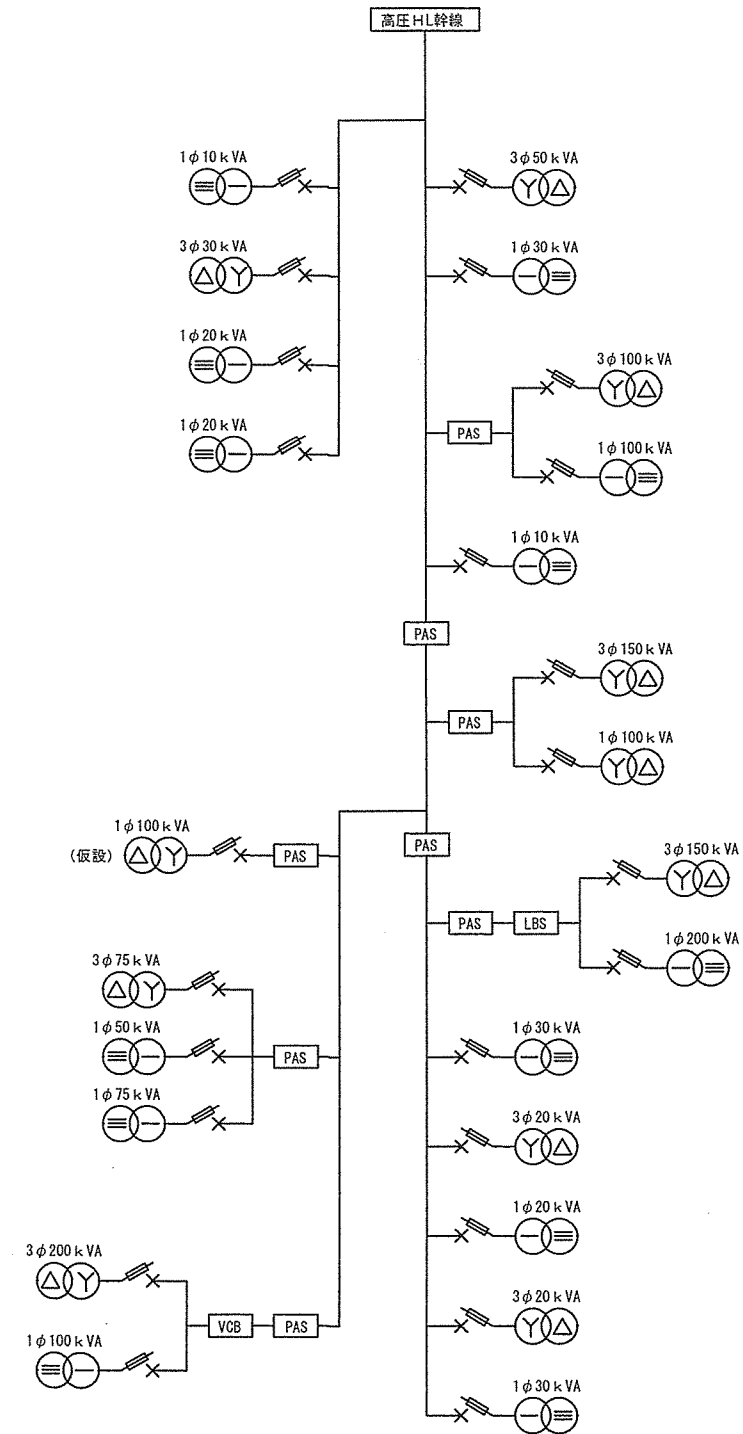
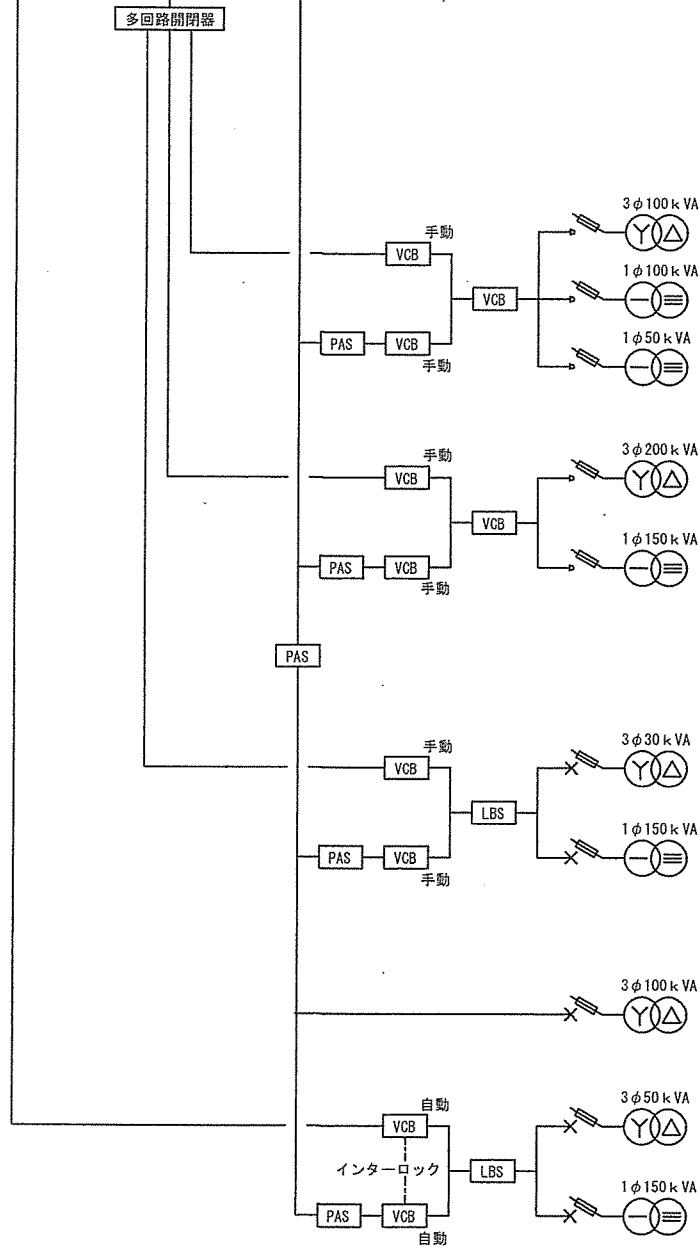


屋外発電機切替盤

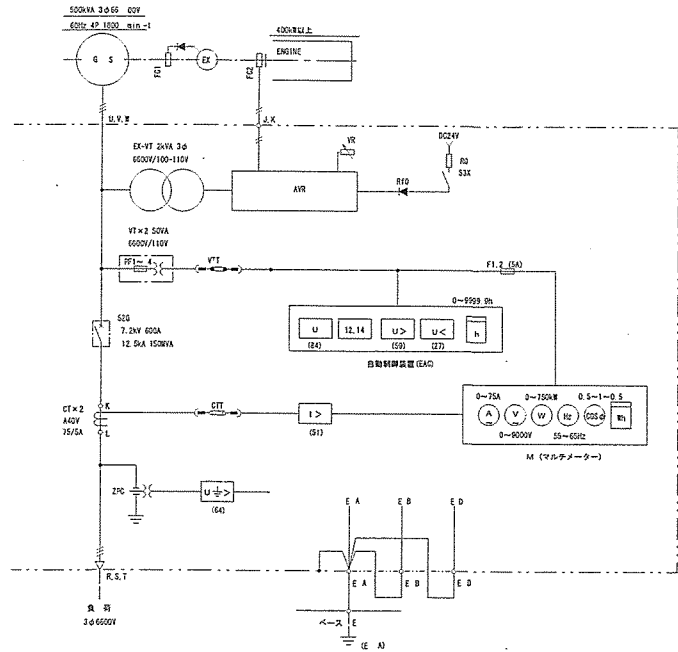


非常用発電機室

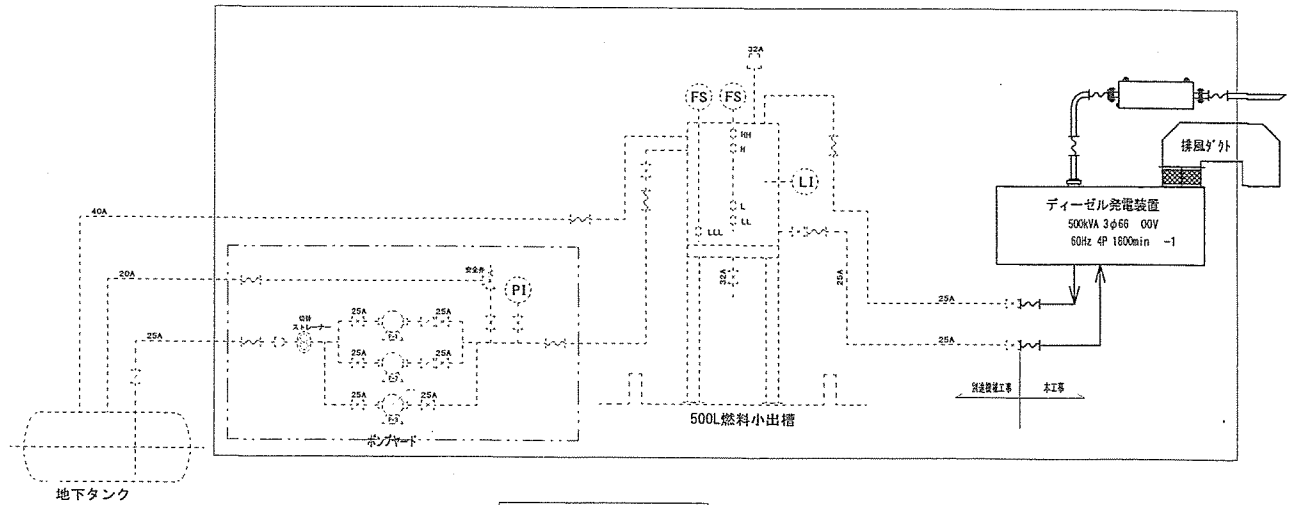




# 発電設備詳細図



単線結線図



配管系統図